

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）における岐阜大学の活動指針（6. 課外活動）

2022.3.23

レベル	具体的な活動	施設の利用		通常の課外活動	新入生動誘活動	イベント等（要申請）
		屋外施設	屋内施設			
0	通常通り	○	○	通常通り	通常通り	通常通り
1	感染防止措置に留意	○	○	・感染防止措置等（※）の上で、全ての施設で活動が可能	・感染防止措置（※）の上で、勧誘活動が可能	・イベント、大会、試合、練習、合宿等は、実施規模、内容の見直しを検討の上で、実施可能
2	感染防止措置を遵守しながら、キャンパス内外における活動において、「三つの密」を回避し活動可（※2）	○	○	○感染防止措置等（※）の上で、全ての施設で活動が可能 ・通常の学校生活同様、 当時マスク着用を徹底すること（※3） ・活動時間は、開始から3時間以内、19時までを目安に終了し、速やかに帰宅する	○感染防止措置等（※）の上で、勧誘活動が可能 ・ マスク着用を徹底すること ・不特定多数への声掛けやチラシ配布は 禁止 ・見学者の氏名等について記録すること	・イベント、大会、試合、練習等は、感染防止措置等（※）を行い、実施規模、内容の見直しを検討した上で、実施可能（要申請） ・合宿は、学生支援課に相談の上、感染防止措置等（※）を行い、実施可能（要申請）
				<ul style="list-style-type: none"> ・密閉空間、密集場所、密接場面となる行事等は徹底回避 ・新型コロナワクチンの3回接種を強く推奨 <p>◆普段会わない人との会食、大人数・長時間の飲食は避ける、熟食と会話時のマスク着用を徹底</p> <p>【感染リスクの高まる以下の行為は厳重に注意】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①飲酒を伴う懇親会等 ②大人数や長時間に及ぶ飲食 ③マスクなしでの会話（車やバスでの移動の際も要注意） ④狭い空間での共同生活（宿泊は個室で） ⑤居場所の切り替わりに注意（トイレ、休憩室、喫煙所、更衣室等是要注意） 		
3	感染防止措置を遵守しながら、キャンパス内外における活動において、「三つの密」を回避し活動可【制限あり】（※2）	○	○	○感染防止措置等（※）の上で、全ての施設で活動が可能。 ただし、 当時マスク着用を徹底すること 。 ・特に感染リスクが高い活動は、原則中止。 （※2）（管楽器演奏、マスク着用無しでの合唱など） ・平日は週4日 活動開始から2時間以内 19時までまでに終了する（※2） ・当分の間、土日の活動は実施しない。 （※2） ただし（※1）の許可を得た場合のみ、いずれか一日3時間以内に限定し、活動可能とする。 ・活動終了後は、速やかに帰宅する。 ・活動前後の会食禁止	全ての新入生動誘活動（SNS等ネット上での活動を除く）を中止	・イベント、大会、試合、練習試合等は、県内外を問わず原則禁止（※2）。 ただし、学生支援課の許可を得た場合のみ、日帰りを基本に活動可能（要申請）（※1）。その場合、「緊急事態措置・まん延防止等重点措置」の適用地域での活動、及び適用地域の学校等との交流は不可（※1）。 ・合宿は禁止（※1、※2） ・学外への施設貸し出しの中止
				<ul style="list-style-type: none"> ・密閉空間、密集場所、密接場面となる行事等は徹底回避 ・新型コロナワクチンの3回接種を強く推奨 <p>【感染リスクの高まる以下の行為は禁止】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①飲酒を伴う懇親会等 ②大人数や長時間に及ぶ飲食 ③マスクなしでの会話（車やバスでの移動の際も要注意） ④狭い空間での共同生活（宿泊は個室で） ⑤居場所の切り替わりに注意（トイレ、休憩室、喫煙所、更衣室等是要注意） 		
4	全面活動停止	×	×	全ての活動（SNS等ネット上での活動を除く）を中止	全ての新入生動誘活動（SNS等ネット上での活動を除く）を中止	・県内外を問わず、イベント、大会、試合、練習、合宿等は中止（※1 要申請） ・学外への施設貸し出しの中止

*1：各競技協会、連盟等が主催するイベント・大会・試合の実施が決定され、参加せざるを得ない場合には、主催者側の指示する感染防止措置を講じた上で、原則開始日の2週間前まで学生支援課に相談・申請し許可を得ること。参加前後の検査受検を推奨。（飲食等を含む交流は不可。）

*2：令和4年3月17日付 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策「今後の感染拡大防止について」に従い制限

*3：特殊な競技や活動でマスク着用ができない場面がある場合は、顧問や部長・主将等の責任において学生支援課や保健管理センターと十分協議の上、判断する。なお、試合やイベントでのマスク着用は、各主催者側の基準を遵守すること。

体調不良等がある場合には、保健管理センターに連絡すること 電話：058-293-2174 E-mail：hokencen@gifu-u.ac.jp

※ 感染防止措置等
<ul style="list-style-type: none"> ○密閉空間、密集場所、密接場面の条件とならないよう、工夫して活動すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・更衣室等を利用する場合は、一度に全員が利用し「密」の状態を作り出すことがないように利用すること。 ・活動の内容についても、接触や飛沫感染の危険があるものは避けるなど、実施内容や方法を工夫すること。 ・運動時等、活動を行う上で支障がある場合を除き、マスク着用をすること。 ・人数の多い部は、小人数のグループに分ける工夫をすること。 ・屋内施設を利用する場合、可能な限り常時換気するとともに、「密」の状態を作り出すことがないように努めること。音出し等で常時換気が難しい場合は、こまめな換気を心がけること。（サーキュレーター等を使用し外向き稼働等をする。） ○人との距離を最低1m（できるだけ2m）確保（運動時は2m以上を確保）すること。 ○毎日の検温に努め、発熱（37.5℃以上又は平熱より明らかに高い）等の風邪の症状がみられる場合は、自宅等で安静にすること。 発熱時の課外活動は禁止。症状消失を自身で2日間確認した後、活動に参加することは可能。（濃厚接触者を除く） ○共用物品は消毒液等を使用して拭き、活動前後は手洗いを徹底すること。 ○消毒液（屋内施設入口に設置する手指消毒液を除く。）等の用意は、各団体で行うこと。 ○「課外活動感染症対策計画書」を作成し学生支援課へ事前に提出すること。毎回活動時には「参加者名簿」を作成し保管すること。 また、自家用車・貸切バス等車両を使用した移動時には、座席割振りを記録し保管すること。 ○課外活動への影響を回避するため、日常生活においても大人数での会食を控えるなど、感染防止対策をとること。 ○基本的な感染防止対策（マスク着用、手指衛生、三密回避など）を「ウィズコロナ」の生活習慣として身に着けること。